（□離職後の就職の援助がなかった場合）

（ふりがな） 援助者の氏名又は名称	援助の内容

備考１　上記の「約束前の求職開始日」とは、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）第16条第４項第３号に規定する日をいう。

２　□のついた項目に該当する場合は、□の中にレ点を記入すること。

別記様式第三（第九条第二項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出

（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）

平成　　年　　月　　日

中期目標管理法人の長　あて

氏名

平成　　年　　月　　日付けの独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

中期目標管理法人における地位	変更前	
	変更後	
離職予定日	変更前	
	変更後	

別記様式第三（第九条第二項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出

（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）

平成　　年　　月　　日

中期目標管理法人の長　あて

氏名

平成　　年　　月　　日付けの独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

中期目標管理法人における地位	変更前	
	変更後	
離職予定日	変更前	
	変更後	